

厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則
(昭和六十一年十一月二十八日厚生省令第五十四号)

最終改正：平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十六條第三項の規定を実施するため、厚生省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 施行規則を次のように定める。

厚生労働大臣がその職員に携帯させる化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十三條第三項の証明書は、別記様式によるものとする。

別記様式（省略）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年一月八日厚生省令第一号）

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第四十四号）の施行の日（昭和六十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。